議案第７８号

指定管理者の指定について

上越市板倉保養センター条例（平成１６年上越市条例第１１２号）第７条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

施設の名称	指定管理者	指定の期間
板倉保養センター	上越市板倉区久々野 1624 番地 1 黒倉ふるさと振興株式会社 代表取締役　古澤　公男	平成 31 年 4 月　1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで